

I 前提理解 (ざっくりと)

1 音楽著作権と著作隣接権 (原盤権)

音楽著作物に関する著作権法上の権利は、大きく分けると2つあります。楽曲とその原盤 (録音物) の権利。

セカオワ (SEKAI NO OWARI) 「サザンカ」を例にとれば、

(1) 音楽著作権 (作詞、作曲といったいわゆる「楽曲」に関する権利)

作詞: FUKASE、SAORI

作曲: NAKAJIN、FUKASE

音楽出版社: NHK出版

著作権者: JASRAC

* 音楽著作権の流れ (転々譲渡)

FUKASEら作詞家作曲家→所属芸能事務所 TOKYO FANTASY→NHK出版→JASRAC

(従って、FUKASEらは、著作者ではあっても、著作権者では、ありません)

(2) 著作隣接権 (レコード製作者隣接権、実演家隣接権といったいわゆる「原盤権」)

所属レコード会社およびレーベル: トイズファクトリー

2 ネットで権利を利用する場合に関わる権利

大きく言えば、ネットで配信する権利 (公衆送信権) とコピーする権利 (複製権) があります。

II 事例に沿って

Q YouTuber (ユーチューバー) って、なに?

A 「YouTuber (ユーチューバー)・YouTube クリエイターは、主にYouTube上で独自に制作した動画を継続的に公開する人物を指す名称である。狭義では「YouTubeの動画再生によって得られる広告収入を主な収入源として生活する」人物を指す」(Wikipediaより)

とすると、狭義では、営利目的の者。広義では、非営利目的の者を含むことになります。

Q 非営利であれば、他人の著作物を使っても良いのでは? 目立ちたいからやってるだけ。表現の自由があるから、いいんじゃないか?

A 他人のモノを使う以上、原則、許諾が必要となります。例外的に私的使用目的の複製など法律が例外を認める範囲で無許諾使用が可能になるだけです。モノであれば、窃盗罪になるのと同じ価値判断です。

Q ネットでは非営利であれば、他人の著作物を使ってもいい?

A 私的使用目的の複製は、ネットでは適用されないので、無許諾使用可能な場面は狭くなります (引用にあたれば、OK)。

ネットは手軽にコピーできるし、送信もできますが、「お手軽、簡単」イコール「自由に使える」ということには、なりません。

Q YouTube と JASRAC の包括契約って？

A JASRAC は、ニコニコ動画、YouTube との間で、a)非営利目的、かつ、b)自分で演奏した楽曲については、使用料を取らない（無許諾使用ができる）ことを取り決めています。

Q とすると、CD やダウンロードした音源を使用することは、b)の条件に当てはまらない？

A はい。音源（原盤）を使用するのであれば、原盤権を保有するレコード会社トイズファクトリーから許諾を得る必要があります。

Q 音源（原盤）の権利も JASRAC に許諾を得れば良いのでは？

A いいえ。JASRAC は音楽著作権を管理する団体で、著作隣接権（原盤権）は管理していません。音源の使用については、レコード会社から許諾を得る必要があります。

Q 仮に、トイズファクトリーが事前に音源の動画配信サイトでの利用を認めているなら、OK？

A はい、そうなります。

たとえば、2016 年に放映された TBS ドラマ「逃げるは恥だが役に立つ」のエンディングで流れた星野源さんの楽曲「恋」の音源にあわせて“恋ダンス”を踊った動画をアップすることは、当初はレコード会社が許諾していましたが、期間限定でした。2017 年 8 月末には動画削除手続申請をレコード会社が行っています。

Q 自分が購入した音楽データをどのように利用しても良いのではないか？

A 自分だけで楽しむといった限定的な場合ならいいのですが、ネットで自由に利用可能としてしまうと、本来、レコード会社に入る収入が減ってしまう、ひいては、アーティストに入る収入も減ることになります。

Q とすると、この事例でのポイントは？

A 2つあります。

(1) 営利、非営利の目的を問わず、また、購入したものかどうかを問わず、ネットで他人の著作物を使用する場合は、原則として許諾が必要

(2) 事前の取り決めがあれば、ネットでの利用であっても無許諾使用が可能な場合もある

III その他

・著作権者・著作者と利用者の利益調整＝著作権法 1 条に規定「・・・公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り・・・」